

## 三次市下水道事業管理告示第6号

三次市下水道使用料等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月26日

三次市下水道事業

三次市長 福岡 誠志

### 三次市下水道使用料等検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 三次市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年三次市条例第45号）に規定する下水道事業の円滑な運営を図るため、三次市下水道使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議検討し、その結果を下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 下水道使用料等の改定等に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道事業に係る施設の使用者

- (3) 公共的団体等の代表者
  - (4) その他管理者が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- (委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 4 天災事変その他やむを得ない事由により、必要な会議を開くことができないときは、書面により委員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えること（以下「書面会議」という。）ができる。
- 5 前項の書面会議に必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、水道局下水道課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月26日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後，最初に開かれる検討委員会の会議は，第7条第1項の規定にかかわらず，管理者が招集する。